

○白井市商業施設等誘致促進条例

平成30年12月26日

条例第34号

(目的)

第1条 この条例は、本市における都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第18条の2の基本方針（以下「白井市都市マスタープラン」という。）に基づく公益的施設誘導地区における商業施設等の誘致を促進するため、必要な奨励措置を講じ、産業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益的施設誘導地区 市内の市街化調整区域（法第7条第1項の市街化調整区域をいう。）のうち、白井市都市マスタープランに基づく土地利用方針図における公益的施設誘導地区をいう。
- (2) 商業施設等 商業施設、観光施設、流通業務に係る施設その他の公益的施設誘導地区内に建築できる施設をいう。
- (3) 開発行為 法第4条第12項の開発行為をいう。
- (4) 地区計画 法第12条の5の地区計画をいう。
- (5) 対象事業 公益的施設誘導地区において法第19条第1項の規定による都市計画の決定を受けた地区計画の区域における開発行為をいう。
- (6) 事業者 対象事業を行う法人（集団で事業を営む者であって、規則で定めるものを含む。）又は個人をいう。

(対象事業者)

第3条 この条例の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、対象事業及び対象事業に関連する施設の整備に1億円以上の事業費を支出する者とする。

(奨励措置)

第4条 市長は、対象事業者のうち次条の指定を受けた者に対し、白井市商業施設等立地奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとする。

（事業者の指定）

第5条 奨励金の交付を受けようとする対象事業者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、指定を受けなければならない。

（奨励金の交付の決定等）

第6条 前条の指定を受けた対象事業者（以下「指定事業者」という。）は、奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、奨励金の交付の決定を受けなければならない。

2 指定事業者が次条第1項に規定する期間における各年度の年度末までに市税、使用料その他公課を完納しないときは、奨励金を交付しない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

（奨励金の額）

第7条 奨励金の額は、商業施設等の業務の開始後に対象事業の区域内における土地、家屋及び償却資産（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号及び第2号に掲げるものに限る。）に係る固定資産税が最初に課される年度から起算して3年間における各年度の固定資産税に相当する額とする。ただし、次に掲げるものに係る固定資産税に相当する額を除く。

(1) 指定事業者が対象事業を行う前から対象事業の区域内に存していた家屋並びにその家屋に付随する土地及び償却資産

(2) 商業施設等において事業を営む者が対象事業の区域内において賃借している償却資産

2 前項の場合において、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（奨励金の交付の時期）

第8条 奨励金の交付の時期は、前条第1項に規定する期間における各年度のそれぞれ翌年度とする。

（指定事業者の取消し等）

第9条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、既に交付した奨励金は、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 対象事業のうち主たる施設の業務を廃止し、若しくは休止したとき又は対象事業のうち主たる施設の業務が廃止若しくは休止の状況にあると認められるとき。

(2) 詐欺その他の不正行為により第5条の指定を受けたとき。

(3) その他市長が特に取消しの必要があると認めたとき。

(地位の承継)

第10条 合併、分割、相続その他の理由により指定事業者としての地位を承継する者は、当該指定事業者としての地位を承継する。

2 前項の規定により指定事業者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(報告及び立入検査)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定事業者に対し、商業施設等の業務の実施状況その他必要な事項について報告させ、又は当該職員に、商業施設等に立ち入り、業務の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。た

だし、この条例の失効前にこの条例の規定による指定を受けた事業者に対するこの条例の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。